

## 公園水泳プール指定管理者募集について

公園水泳プールの令和6年度からの指定管理者について、公募をした結果、1団体からの応募がありましたが、市が提示した指定管理料の上限額を超えた額での提案であり、募集要件に合致しないため、選考審査対象から除外（失格）となりました。

令和6年度の公園水泳プールの管理方法については、現指定管理の1年延長や、業務委託等の検討をしていきます。

### 1 指定管理者募集の概要

- ・募集施設：公園水泳プール（湘南鷹取5丁目第2公園、富浦公園、根岸公園、馬堀海岸公園、長沢村岡公園）
- ・指定管理期間：令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）
  - ①湘南鷹取5丁目第2公園、富浦公園（令和6年度末まで/1年間）
  - ②根岸公園（令和7年度末まで/2年間）
  - ③馬堀海岸公園、長沢村岡公園（令和10年度末まで/5年間）
- ・申請受理日：令和5年8月2日
- ・失格通知日：令和5年8月8日

### 2 応募団体

公園プールコミュニティよこすか（一般財団法人シティサポートよこすか、新生ビルテクノ株式会社の共同事業体）※現指定管理者と同団体

### 3 指定管理料

（単位：千円）

期 間	市上限額	提案額	差
5年間合計	208,780	268,397	59,617

### 4 今後の管理について

今後、5プールのうち3プールの廃止が決まっているなかで、指定管理によるスケールメリットや施設の利活用が見込めるか等、様々な観点から令和7年度以降の管理手法を検討していきます。